



# 宮 崎 県 公 報

平成22年11月30日（火曜日）号外 第 99 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 人事委員会規則

|  |   |  |    |
|--|---|--|----|
| ○降格の特例に関する規則……………                      | 1 | ○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員<br>の処遇等に関する規則の一部を改正する規則……………  | 15 |
| ○平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に<br>関する規則…………… | 1 | ○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17<br>年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第<br>8項までの規定による給料に関する規則の一部<br>を改正する規則…………… | 17 |
| ○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を<br>改正する規則……………  | 3 | ○職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改<br>正する規則……………   | 21 |
| ○職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正<br>する規則……………    | 4 | ○農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改<br>正する規則……………   | 21 |
| ○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規<br>則……………       | 6 | ○定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正<br>する規則……………  | 22 |
| ○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改<br>正する規則……………   | 7 | ○産業教育手当に関する規則の一部を改正する規<br>則……………   | 22 |
| ○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規<br>則……………       | 8 | ○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………   | 22 |
| ○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する<br>規則……………      | 9 | ○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規<br>則……………   | 23 |
|  |   | ○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の<br>一部を改正する規則……………   | 23 |

## 人事委員会規則

降格の特例に関する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

### 宮崎県人事委員会規則第28号

#### 降格の特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号。以下「平成22年改正条例」という。）

）附則第7項の規定に基づき、平成22年改正条例の施行の日における降格の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（施行日における降格の特例）

第2条 平成22年改正条例の施行の日以降に降格をした職員については、当該降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）第23条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

### 宮崎県人事委員会規則第29号

#### 平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号。以下「平成22年改正条例」という。）

）附則第2項（市町村立学校職員の給与等に関する条例等）の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第45号）附則第2項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)及び第3項の規定に基づき、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額改定対象職員となった者の平成22年改正条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第2条 平成22年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成22年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について平成22年改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第8条第1項後段又は第9条の2第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(職員の給与に関する条例(以下「県給与条例」という。)第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 市町村立学校職員(市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の適用を受ける者をいう。)
- (2) 現業職員(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の適用を受ける者をいう。)
- (3) 企業職員(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号)の適用を受ける者をいう。)
- (4) 病院事業職員(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)の適用を受ける者をいう。)
- (5) 特別職に属する県の職員
- (6) 国家公務員
- (7) 公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員をいう。)
- (8) 他の地方公共団体の地方公務員
- (9) その他人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

2 平成22年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成22年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(同項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。))となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の平成22年改正条例附則第2項第1号の月数の算定)

第3条 平成22年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成22年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第1号から第5号までに掲げる者(以下この号及び第5条において「市町村立学校職員等」という。))であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち市町村立学校職員等として勤務した期間(以下この条において「特定市町村立学校職員等期間」という。)を除く。)
  - (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、自己啓発等休業期間(地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条第1項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣された期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。この号において「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。))若しくは育児短時間勤務等期間(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。))又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間
  - (3) 停職期間(地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれに相当する期間
  - (4) 修学部分休業期間(地公法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしていた期間をいう。)、高齢者部分休業期間(地公法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしていた期間をいう。)、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)第26条若しくは職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)第8条の2第3項の規定により給与を減額された期間若しくは地公法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間
  - (5) 県給与条例第8条の9の規定により給与を減額された期間又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれに相当する期間
  - (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれに相当する期間
- 2 平成22年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額(特定市町村立学校職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が平成22年改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.23を乗じて得た額(第6条において「附則第2項第1号基礎額」という。)に満たないもの(平成22年改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない者)

第4条 平成22年改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第2条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)以外の者とする。

(市町村立学校職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第5条 平成22年改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する平成22年改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、市町村立学校職員等とする。

2 平成22年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 平成22年改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する平成22年改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、市町村立学校職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、市町村立学校職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第6条 附則第2項第1号基礎額又は平成22年改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

#### 宮崎県人事委員会規則第30号

##### 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| (在職期間の通算)   | (在職期間の通算)  |
| 第2条 条例第7条第5項に規定する人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。   | 第2条 条例第7条第5項に規定する人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。  |
| (1) [略]   | (1) [略]  |
| (2) 前号以外の者で条例第13条の規定の適用ある職員以外の地方公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の2第1項の規定により退職した者(同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))及びこれらに準ずる他の法令の規定により退職した者並びに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。) | (2) 前号以外の者で条例第19条第2項の規定の適用ある職員以外の地方公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の2第1項の規定により退職した者(同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))及びこれらに準ずる他の法令の規定により退職した者並びに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。) |
| (退職手当の支給手続)   | (退職手当の支給手続)  |
| 第3条 条例第2条の4の規定による退職手当の支給を受けようとする者(在職中の死亡又は退職した後死亡した場合を除く。)は、退職手当支給申請書(1)(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して任命権者に提出しなければならない。   | 第3条 条例第2条の4の規定による退職手当の支給を受けようとする者(在職中の死亡又は退職した後死亡した場合を除く。)は、退職手当支給申請書(1)(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して任命権者に提出しなければならない。  |
| (1)・(2) [略]   | (1)・(2) [略]  |
| (3) 条例第13条の規定の適用を受ける職員以外の地方公務員等に就職しないことの申立書(様式第2号)  | (3) 条例第19条第2項の規定の適用を受ける職員以外の地方公務員等に就職しないことの申立書(様式第2号)  |
| 2 [略]   | 2 [略]  |

|  |  |
|--|--|
| <p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の2）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の3）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、又は同項第6号の規定による退職手当にあっては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>任命権者の記載心得</p> <p>1 [略]</p> <p>2 記載上の注意</p> <p>[略]</p> <p>⑫欄には、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者は(C)欄に、その他の者については(A)欄に○印を付けること。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> | <p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の2）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の3）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、又は同項第6号の規定による退職手当にあっては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>任命権者の記載心得</p> <p>1 [略]</p> <p>2 記載上の注意</p> <p>[略]</p> <p>⑫欄には、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当する者は(C)欄に、その他の者については(A)欄に○印を付けること。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第31号

職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和29年11月宮崎県条例第40号）第5条第1項及び第2項並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年9月宮崎県条例第26号）第3条の3第1項及び第2項の規定に基づき、管理又は監督の地位にある職員の管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和29年11月宮崎県条例第40号。以下「<u>県給与条例</u>」という。）第5条第1項及び第2項並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年9月宮崎県条例第26号）第3条の3第1項及び第2項の規定に基づき、管理又は監督の地位にある職員の管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給され</u></p> |

る職員の支給額)

第 4 条 県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に 100分の99を乗じて得た額 (その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

(職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (平成19年宮崎県人事委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>附 則<br/>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第 5 条及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条の 3 の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則 (以下「新規則」という。) 第 3 条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額 (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110号) 第11条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第43号) 第 2 条第 2 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成 8 年宮崎県条例第16号) 第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額) に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、<u>当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額 (その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を管理職手当として支給する。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1) この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員 (以下「同一給料表適用職員」という。) であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分等職員 (同日において占めていたこの規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則第 2 条に規定する別表に掲げる職に係る同表の種別及び支給割合欄に定める区分 (以下「旧区分」という。) と同等又は高い種別に相当する新規則別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第 3 号において同じ。) <u>同日にその者が受けていた管理職手当の額 (職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第47号) の施行の日 (以下「基準日」という。) において、同条例附則第 2 項第 1 号 (市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第49号) 附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に規定する減額改定対象</u></p> | <p>附 則<br/>(経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第 5 条及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条の 3 の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則 (以下「新規則」という。) 第 3 条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額 (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110号) 第11条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第43号) 第 2 条第 2 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成 8 年宮崎県条例第16号) 第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額) に達しないこととなる職員には、<u>当該管理職手当 (県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、職員の管理職手当に関する規則第 4 条の規定による管理職手当) のほか、新規則第 3 条の規定による管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額 (県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額とし、それらの額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を管理職手当として支給する。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1) この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員 (以下「同一給料表適用職員」という。) であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分等職員 (同日において占めていたこの規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則第 2 条に規定する別表に掲げる職に係る同表の種別及び支給割合欄に定める区分 (以下「旧区分」という。) と同等又は高い種別に相当する新規則別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第 3 号において同じ。) <u>次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額</p> <p>イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第47号) の施行の日において同条例附則第 2 項第 1 号 (市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を</p> |

職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者であつては、当該管理職手当の額に 100分の 99.76を乗じて得た額）

(2) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第 4 号において同じ。）同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に 100分の 99.76を乗じて得た額）

(3) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に 100分の 99.76を乗じて得た額）

(4) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に 100分の 99.76を乗じて得た額）

(5)・(6) [略]

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

改正する条例（平成21年宮崎県条例第49号）附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する減額改定対象職員である者（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に 100分の 99.59を乗じて得た額

ウ ア及びビに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に 100分の 99.83を乗じて得た額

(2) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第 4 号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（イ及びウにおいて「下位区分仮定額」という。）

イ 平成21年度減額改定対象職員 下位区分仮定額に 100分の 99.59を乗じて得た額

ウ ア及びビに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に 100分の 99.83を乗じて得た額

(3) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（イ及びウにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）

イ 平成21年度減額改定対象職員 降格後相当区分仮定額に 100分の 99.59を乗じて得た額

ウ ア及びビに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に 100分の 99.83を乗じて得た額

(4) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第 1 の種別及び区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（イ及びウにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）

イ 平成21年度減額改定対象職員 降格後下位区分仮定額に 100分の 99.59を乗じて得た額

ウ ア及びビに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に 100分の 99.83を乗じて得た額

(5)・(6) [略]

## 宮崎県人事委員会規則第32号

## 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                |   | 改正後                |   |
|--------------------|---|--------------------|---|
| 別表第2 調整基本額表（第2条関係） |   | 別表第2 調整基本額表（第2条関係） |   |
| ア 行政職給料表           |   | ア 行政職給料表           |   |
| 職務の級               | 調 整 基 本 額   | 職務の級               | 調 整 基 本 額   |
| [略]                |   | [略]                |   |
| 2 級                | 8,500円  | 2 級                | 8,400円  |
| [略]                |   | [略]                |   |
| 6 級                | 11,200円   | 6 級                | 11,100円   |
| [略]                |   | [略]                |   |
| イ [略]              |   | イ [略]              |   |
| ウ 教育職給料表(二)        |   | ウ 教育職給料表(二)        |   |
| 職務の級               | 調 整 基 本 額   | 職務の級               | 調 整 基 本 額   |
| [略]                |   | [略]                |   |
| 3 級                | 11,900円（県給与条例別表第3イの備考(2)に定める職員にあっては、 <u>12,200円</u> ） | 3 級                | 11,900円（県給与条例別表第3イの備考(2)に定める職員にあっては、 <u>12,100円</u> ） |
| 4 級                | 13,200円   | 4 級                | 13,100円   |
| エ 研究職給料表           |   | エ 研究職給料表           |   |
| 職務の級               | 調 整 基 本 額   | 職務の級               | 調 整 基 本 額   |
| [略]                |   | [略]                |   |
| 4 級                | 11,700円   | 4 級                | 11,600円   |
| 5 級                | 14,600円   | 5 級                | 14,500円   |
| オ [略]              |   | オ [略]              |   |
| カ 医療職給料表(二)        |   | カ 医療職給料表(二)        |   |
| 職務の級               | 調 整 基 本 額   | 職務の級               | 調 整 基 本 額   |
| [略]                |   | [略]                |   |
| 4 級                | 9,700円  | 4 級                | 9,600円  |
| [略]                |   | [略]                |   |
| 6 級                | 11,300円   | 6 級                | 11,200円   |
| [略]                |   | [略]                |   |
| キ 医療職給料表(三)        |   | キ 医療職給料表(三)        |   |
| 職務の級               | 調 整 基 本 額   | 職務の級               | 調 整 基 本 額   |
| [略]                |   | [略]                |   |
| 5 級                | 10,400円   | 5 級                | 10,300円   |
| [略]                |   | [略]                |   |
| ク [略]              |   | ク [略]              |   |

## 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第33号

## 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (勤勉手当の成績率)  | (勤勉手当の成績率)  |
| 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところ | 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところ |

ろにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 100分の140（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の180）

イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 100分の160

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 100分の70（特定管理職員にあつては、100分の90）

イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 6月に支給する場合においては 100分の80、12月に支給する場合においては 100分の90

（端数計算）

第16条 [略]

ろにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 100分の130（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の170）

イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 100分の150

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 100分の60（特定管理職員にあつては、100分の80）

イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 100分の80

（端数計算）

第16条 [略]

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 給与条例附則第13項第6号に規定するそれぞれの基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額（給与条例第8条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第5条の3第2項に定める割合を乗じて得た額（第5条の4第1項各号に掲げる職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同条第2項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）（給与条例附則第13項第1号の最低号給に達しない場合にあつては、同項第6号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第1号の給料月額減額基礎額という。以下この号において同じ。）及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額（給与条例第8条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に第5条の3第2項に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に第5条の4第2項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額））

(2) 給与条例附則第13項第7号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第1号の最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第34号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| （勤務1時間当たりの給与額の算出）  | （勤務1時間当たりの給与額の算出）   |
| 第14条 [略]   | 第14条 [略]  |
| 2 県給与条例第8条の8の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等条例第 | 2 県給与条例第8条の8及び附則第15項の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤 |



4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては7時間45分に勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間）とする。

務時間等条例第4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては7時間45分に勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間）とする。

3 県給与条例附則第15項に規定する人事委員会規則で定める額は次に掲げる手当の月額合計額とする。

- (1) 地域手当（給料月額に対するものに限る。）
  - (2) 特地勤務手当（給料月額に対するものに限る。）
  - (3) 特地勤務手当に準ずる手当（給料月額に対するものに限る。）
  - (4) へき地手当（給料月額に対するものに限る。）
  - (5) へき地手当に準ずる手当（給料月額に対するものに限る。）
  - (6) 定時制通信教育手当（給料月額に対するものに限る。）
  - (7) 産業教育手当（給料月額に対するものに限る。）
  - (8) 農林漁業普及指導手当（給料月額に対するものに限る。）
- （県給与条例附則第13項の規定により減ずる額の日割計算）

第16条 給与期間の中途において、県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第6条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の県給与条例附則第13項各号（第6号及び第7号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

第16条 〔略〕

第17条 〔略〕

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第35号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前         | 改正後         |
|-------------|-------------|
| (特地勤務手当の月額) | (特地勤務手当の月額) |
| 第3条 〔略〕     | 第3条 〔略〕     |

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。以下「平成21年改正県給与条例」という。）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第2号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における平成21年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。以下「平成21年改正県給与条例」という。）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第2号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における平成21年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号。以下「平成22年改正県給与条例」という。）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第3号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成22年改正県給与条例の施行の日における平成22年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成22年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場

合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

- (3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当の支給)

第5条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における平成21年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

- (3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当の支給)

第5条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成21年度減額改定対象職員であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における平成21年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

(3) 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成22年度減額改定対象職員であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成22年改正県給与条例の施行の日における平成22年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成22年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給

4 次の各号に掲げる職員に対する第 2 項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第 2 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第 2 項（前項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額（）」とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額（）」と、前項第 2 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第 2 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第 2 項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第 2 号又は第 3 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第 2 項（前項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額（）」とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額（）」と、前項第 2 号又は第 3 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第 2 号又は第 3 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特地勤務手当の月額）

第6条の2 次に掲げる職員の特地勤務手当の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

(1) 減額支給対象職員（県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）であって、第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員であったもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イからエまでに掲げる場合以外の場合 第3条第2項各号に定める日に受けていた給料月額 $\frac{2}{100}$ に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」という。）と現に受ける給料月額 $\frac{2}{100}$ に相当する額（以下この項において「現在における減額基礎額」という。）を合算した額に支給割合（同条第1項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に $\frac{100}{100}$ を乗じて得た額

イ 当該職員の第3条第2項各号に定める日に受けていた給料月額に $\frac{99}{100}$ を乗じて得た額が、当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項において「勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合」という。）であってエに掲げる場合以外の場合 当該定める日に受けていた給料月額から当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額を減じた額の $\frac{2}{100}$ に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額」という。）に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と、現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に $\frac{100}{100}$ を乗じて得た額を合算した額

ウ 当該職員の現に受ける給料月額に $\frac{99}{100}$ を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び第3項において「現在において最低号給に達しない場合」という。）であってエに掲げる場合以外の場合 勤務することとなった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に $\frac{100}{100}$ を乗じて得た額と、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額の $\frac{2}{100}$ に相当する額（以下この項において「現在における特定減額基礎額」という。）に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合算した額

エ 勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合であって現在において最低号給に達しない場合 勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額と現在における特定減額基礎額を合算した額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 減額支給対象職員であって、第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員以外の職員であったもの 現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満

の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に 100分の 1 を乗じて得た額 (現在において最低号給に達しない場合にあつては、現在における特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) )

(3) 減額支給対象職員以外の職員であつて、第 3 条第 2 項各号に定める日において減額支給対象職員であつたもの 勤務することとなった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に 100分の 1 を乗じて得た額 (勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合にあつては、勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) )

2 減額支給対象職員であつて、前項 (第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定による特勤手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特勤手当の月額は、第 3 条及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に 100分の 25 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) から、現に受ける給料月額に 100分の 25 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に 100分の 1 を乗じて得た額 (現在において最低号給に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に 100分の 25 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) ) を減じた額とする。

4 第 3 条第 2 項各号に定める日が平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある仮定減額支給対象職員 (その日において平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例附則第 13 項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。第 6 条の 3 第 4 項において同じ。) に対する第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員 (その日において平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例附則第 13 項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。)」と、同号ア中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成 22 年改正県給与条例の施行の日における平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同号イ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成 22 年改正県給与条例の施行の日における平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成 22 年改正県給与条例の施行の日における平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同項第 2 号及び第 3 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

(県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特勤手当に準ずる手当の月額)

第 6 条の 3 第 5 条第 2 項 (同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第 6 条第 3 項に規定する日 (以下この条において「異動の日等」という。) において減額支給対象職員であった職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額、第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けていた給料月額に支給割合 (第 5 条第 2 項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。) を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に 100 分の 1 を乗じて得た額 (異動の日等に受けていた給料月額に 100 分の 99 を乗じて得た額が、当該職員の異動の日等に属していた職務の級における異動の日等の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、異動の日等に受けていた給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) ) に相当する額を減じた額とする。

2 減額支給対象職員であつて、第 5 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 6 条第 3 項又は前項 (第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、上限額 (当該上限額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) から、現に受ける給料月額に 100 分の 6 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に 100 分の 1 を乗じて得た額 (当該職員の現に受ける給料月額に 100 分の 99 を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に 100 分の 6 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) ) を減じた額とする。

4 異動の日等が平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員 (その日において平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例附則第 13 項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。)」と、「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成 22 年改正県給与条例の施行の日における平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成 22 年改正県給与条例の施行の日における平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

(端数計算)

第 7 条 第 3 条の規定による特地勤務手当の月額又は第 5 条第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(端数計算)

第 7 条 第 3 条若しくは第 6 条の 2 の規定による特地勤務手当の月額又は第 5 条第 2 項若しくは前条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第36号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後                                  |      |                    |         |                     |         |                     |         |                     |         |                     |         |           |          |   |
|---|--------------------------------------|------|--------------------|---------|---------------------|---------|---------------------|---------|---------------------|---------|---------------------|---------|-----------|----------|---|
| <p style="text-align: center;">(一般の派遣職員の給与の特例)</p> <p>第3条 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、<u>当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該職員の給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額（以下「職員としての給与」という。）に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあつては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100分の5以上 100分の10未満</td> <td style="text-align: center;">100分の75</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の10以上 100分の15未満</td> <td style="text-align: center;">100分の80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の15以上 100分の20未満</td> <td style="text-align: center;">100分の85</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の20以上 100分の25未満</td> <td style="text-align: center;">100分の90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の25以上 100分の30未満</td> <td style="text-align: center;">100分の95</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の30以上</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> </tbody> </table> | 基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合 | 支給割合 | 100分の5以上 100分の10未満 | 100分の75 | 100分の10以上 100分の15未満 | 100分の80 | 100分の15以上 100分の20未満 | 100分の85 | 100分の20以上 100分の25未満 | 100分の90 | 100分の25以上 100分の30未満 | 100分の95 | 100分の30以上 | 100分の100 | <p style="text-align: center;">(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第3条 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、<u>その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞與其他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在在外公館の名称及び位置並びに在在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、<u>外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。</u></p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）第3条の2第3項の規定により標準号給数（同条第4項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、<u>期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）第</u></p> |
| 基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合  | 支給割合                                 |      |                    |         |                     |         |                     |         |                     |         |                     |         |           |          |   |
| 100分の5以上 100分の10未満  | 100分の75                              |      |                    |         |                     |         |                     |         |                     |         |                     |         |           |          |   |
| 100分の10以上 100分の15未満   | 100分の80                              |      |                    |         |                     |         |                     |         |                     |         |                     |         |           |          |   |
| 100分の15以上 100分の20未満   | 100分の85                              |      |                    |         |                     |         |                     |         |                     |         |                     |         |           |          |   |
| 100分の20以上 100分の25未満   | 100分の90                              |      |                    |         |                     |         |                     |         |                     |         |                     |         |           |          |   |
| 100分の25以上 100分の30未満   | 100分の95                              |      |                    |         |                     |         |                     |         |                     |         |                     |         |           |          |   |
| 100分の30以上   | 100分の100                             |      |                    |         |                     |         |                     |         |                     |         |                     |         |           |          |   |



|   |   |
|---|---|
| <p>2 前項に規定する住居手当の月額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前3項の規定を適用して得た額とする。</p> <p>5 [略]</p> | <p><u>14条第1号アに掲げる職員であるものとする。</u></p> <p><u>(2) 一般の派遣職員に、県給与条例附則第13項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。</u></p> <p>4 第1項に規定する住居手当の年額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前5項の規定を適用して得た額とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 <u>第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があるてはならないものとする。</u></p> |
|---|---|

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第37号

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 再任用職員異動 地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第2条第1項又は第3項の規定により定められた1週間の勤務時間又は1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 施行日以降に再任用職員異動をした職員</u></p> <p><u>(6)・(7) [略]</u></p> <p>(平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項にお</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>(平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第3条 平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5)・(6) [略]</u></p> <p>(平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項にお</p> |

いて「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第 7 号に掲げる職員（第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第 7 号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 7 項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。）施行日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第 24 条から第 27 条の 2 までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年宮崎県条例第 47 号）の施行の日（以下この項及び次条第 1 項において「基準日」という。）において同条例附則第 2 項第 1 号（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年宮崎県条例第 49 号）附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第 1 項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては、当該給料月額に相当する額に  $100$ 分の  $99.76$ を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。）施行日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成 17 年改正県給与条例附則別表第 1 の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を 2 回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給等規則第 23 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に  $100$ 分の  $9$

いて「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第 6 号に掲げる職員（第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第 6 号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「県給与条例」という。）附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に  $100$ 分の  $99$ を乗じて得た額）を、平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 7 項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。）施行日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第 24 条から第 27 条の 2 までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年宮崎県条例第 47 号）の施行の日（以下この項及び次条第 1 項において「基準日」という。）において同条例附則第 2 項第 1 号（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年宮崎県条例第 49 号）附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第 1 項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に  $100$ 分の  $99.59$ を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に  $100$ 分の  $99.83$ を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。）施行日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成 17 年改正県給与条例附則別表第 1 の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を 2 回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給等規則第 23 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該給料月額に相当する額に  $100$ 分の  $99$

9.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第42条又は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第9号)による改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員(職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。)第3条第5項に規定する職員を除く。イ及び次条第1項において同じ。))である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.68を乗じて得た額)に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.68を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(5) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正県給与条例第1条の規定による改正前の県給与条例別表第1から別表第5までの給料表又は平成17年改正市町村立学校給与条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額

59を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第42条又は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第9号)による改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員(県給与条例第3条第5項に規定する職員を除く。イ及び次条第1項において同じ。))である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.44を乗じて得た額、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額)に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.44を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

に 100分の 99.76を乗じて得た額（当該再任用職員異動後に地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該応じた額に 100分の 99.76を乗じて得た額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(6) [略]

- 2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

（平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合と同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.76を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.68を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第3条第7号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額を、平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- 2 [略]

(5) [略]

- 2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

（平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合と同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.59を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者となることとなるもの）にあっては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.44を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に 100分の 99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第3条第6号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額（県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されている職員にあっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額）を、平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- 2 [略]

(端数計算)

第6条 平成17年改正県給与条例附則第7条又は平成17年改正市町

## 第 6 条 [略]

## 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第38号

## 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成20年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>（退職手当の取扱いにおける人事委員会規則で定める要件）</p> <p>第 6 条 条例第11条第 2 項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号。以下「退職手当条例」という。）第 7 条第 4 項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第 7 条第 5 項及び第 7 条の 4 第 1 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が 5 年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 退職手当条例第 7 条の 4 第 4 項、第 8 条第 3 項又は第 13 条の規定に該当して退職した場合</p> | <p>（退職手当の取扱いにおける人事委員会規則で定める要件）</p> <p>第 6 条 条例第11条第 2 項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号。以下「退職手当条例」という。）第 7 条第 4 項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第 7 条第 5 項及び第 8 条第 1 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が 5 年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 退職手当条例第 19 条又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年宮崎県条例第 49 号）第 19 条第 3 項の規定に該当して退職した場合</p> |
| 2 [略]   | 2 [略]   |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第39号

## 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和39年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。</p> | <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。</p> <p><u>（給与条例附則第13項の規定により農林漁業普及指導手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u></p> <p>2 給与条例附則第13項第5号に規定する最低号給に達しない場合の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> |

## 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第40号

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                 | 改正後   |
|-------------------------------------|---|
| <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> | <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（給与条例附則第13項の規定により定時制通信教育手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u></p> <p>2 給与条例附則第13項第3号に規定する最低号給に達しない場合の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> |

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第41号

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                 | 改正後  |
|-------------------------------------|--|
| <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> | <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（給与条例附則第13項の規定により産業教育手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u></p> <p>2 給与条例附則第13項第4号に規定する最低号給に達しない場合の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> |

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第42号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                       | 改正後   |
|---------------------------|---|
| <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> | <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>（県給与条例附則第13項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u></p> <p>4 県給与条例附則第13項第2号、第6号及び第7号に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。</p> |

## 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第43号

## へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前            | 改正後  |
|----------------|--|
| 附 則<br>1～4 [略] | 附 則<br>1～4 [略]<br><u>（給与条例附則第14項の規定によりへき地手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u><br>5 給与条例附則第14項に規定するへき地手当（給与条例第4条の3の規定による手当を含む。）の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該へき地手当の月額とする。 |

## 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第44号

## 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
|--|---|-------------|--|-----|-----|-----|-----|--|--|----|-----------|-----|----|-----------|--|----|-----------|--|----|-----------|--|----|-----------|--|----|-----------|--|-----|-----------|--|-----|-----------|--|-----|-----------|--|-----|-----------|--|-----|--|--|-----|-----------|-----|-----|--|--|-----|-----------|-----|-----|-----------|--|-----|--|--|-----|-----------|-----|-----|-----------|--|--|------------------|-------------|--|-----|-----|-----|-----|--|--|----|-----------|-----|----|-----------|--|----|-----------|--|----|-----------|--|----|-----------|--|----|-----------|--|-----|-----------|--|-----|-----------|--|-----|-----------|--|-----|-----------|--|-----|--|--|-----|-----------|-----|-----|--|--|-----|-----------|-----|-----|-----------|--|-----|--|--|-----|-----------|-----|-----|-----------|--|
| 別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）<br>ア～キ [略]<br>ク 医療職給料表(三)昇格時号給対応表  | 別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）<br>ア～キ [略]<br>ク 医療職給料表(三)昇格時号給対応表 |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="2">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th>[略]</th> <th>2 級</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>94</td><td><u>74</u></td><td>[略]</td></tr> <tr><td>95</td><td><u>75</u></td><td></td></tr> <tr><td>96</td><td><u>76</u></td><td></td></tr> <tr><td>97</td><td><u>77</u></td><td></td></tr> <tr><td>98</td><td><u>77</u></td><td></td></tr> <tr><td>99</td><td><u>78</u></td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td><u>78</u></td><td></td></tr> <tr><td>101</td><td><u>79</u></td><td></td></tr> <tr><td>102</td><td><u>79</u></td><td></td></tr> <tr><td>103</td><td><u>80</u></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>108</td><td><u>82</u></td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>111</td><td><u>83</u></td><td>[略]</td></tr> <tr><td>112</td><td><u>83</u></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>114</td><td><u>84</u></td><td>[略]</td></tr> <tr><td>115</td><td><u>84</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> | 昇格した日の前日に受けていた号給  | 昇 格 後 の 号 給 |  | [略] | 2 級 | [略] | [略] |  |  | 94 | <u>74</u> | [略] | 95 | <u>75</u> |  | 96 | <u>76</u> |  | 97 | <u>77</u> |  | 98 | <u>77</u> |  | 99 | <u>78</u> |  | 100 | <u>78</u> |  | 101 | <u>79</u> |  | 102 | <u>79</u> |  | 103 | <u>80</u> |  | [略] |  |  | 108 | <u>82</u> | [略] | [略] |  |  | 111 | <u>83</u> | [略] | 112 | <u>83</u> |  | [略] |  |  | 114 | <u>84</u> | [略] | 115 | <u>84</u> |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="2">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th>[略]</th> <th>2 級</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>94</td><td><u>73</u></td><td>[略]</td></tr> <tr><td>95</td><td><u>74</u></td><td></td></tr> <tr><td>96</td><td><u>74</u></td><td></td></tr> <tr><td>97</td><td><u>75</u></td><td></td></tr> <tr><td>98</td><td><u>75</u></td><td></td></tr> <tr><td>99</td><td><u>76</u></td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td><u>76</u></td><td></td></tr> <tr><td>101</td><td><u>77</u></td><td></td></tr> <tr><td>102</td><td><u>78</u></td><td></td></tr> <tr><td>103</td><td><u>79</u></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>108</td><td><u>81</u></td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>111</td><td><u>82</u></td><td>[略]</td></tr> <tr><td>112</td><td><u>82</u></td><td></td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>114</td><td><u>83</u></td><td>[略]</td></tr> <tr><td>115</td><td><u>83</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> | 昇格した日の前日に受けていた号給 | 昇 格 後 の 号 給 |  | [略] | 2 級 | [略] | [略] |  |  | 94 | <u>73</u> | [略] | 95 | <u>74</u> |  | 96 | <u>74</u> |  | 97 | <u>75</u> |  | 98 | <u>75</u> |  | 99 | <u>76</u> |  | 100 | <u>76</u> |  | 101 | <u>77</u> |  | 102 | <u>78</u> |  | 103 | <u>79</u> |  | [略] |  |  | 108 | <u>81</u> | [略] | [略] |  |  | 111 | <u>82</u> | [略] | 112 | <u>82</u> |  | [略] |  |  | 114 | <u>83</u> | [略] | 115 | <u>83</u> |  |
| 昇格した日の前日に受けていた号給   | 昇 格 後 の 号 給   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  | 2 級   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  |   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 94   | <u>74</u>   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 95   | <u>75</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 96   | <u>76</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 97   | <u>77</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 98   | <u>77</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 99   | <u>78</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 100  | <u>78</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 101  | <u>79</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 102  | <u>79</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 103  | <u>80</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  |   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 108  | <u>82</u>   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  |   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 111  | <u>83</u>   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 112  | <u>83</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  |   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 114  | <u>84</u>   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 115  | <u>84</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 昇格した日の前日に受けていた号給   | 昇 格 後 の 号 給   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  | 2 級   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  |   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 94   | <u>73</u>   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 95   | <u>74</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 96   | <u>74</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 97   | <u>75</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 98   | <u>75</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 99   | <u>76</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 100  | <u>76</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 101  | <u>77</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 102  | <u>78</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 103  | <u>79</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  |   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 108  | <u>81</u>   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  |   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 111  | <u>82</u>   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 112  | <u>82</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| [略]  |   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 114  | <u>83</u>   | [略]         |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |
| 115  | <u>83</u>   |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |  |                  |             |  |     |     |     |     |  |  |    |           |     |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |    |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |  |  |     |           |     |     |           |  |     |  |  |     |           |     |     |           |  |

|       |           |     |       |           |     |
|-------|-----------|-----|-------|-----------|-----|
| 116   | <u>84</u> |     | 116   | <u>83</u> |     |
| 117   | <u>85</u> |     | 117   | <u>84</u> |     |
| 118   | <u>85</u> |     | 118   | <u>84</u> |     |
| 119   | <u>85</u> |     | 119   | <u>84</u> |     |
| 120   | <u>85</u> |     | 120   | <u>84</u> |     |
| 121   | <u>86</u> |     | 121   | <u>85</u> |     |
| 122   | <u>86</u> |     | 122   | <u>85</u> |     |
| 123   | <u>86</u> |     | 123   | <u>85</u> |     |
| [略]   |           |     | [略]   |           |     |
| 125   | <u>87</u> | [略] | 125   | <u>86</u> | [略] |
| 126   | <u>87</u> |     | 126   | <u>86</u> |     |
| [略]   |           |     | [略]   |           |     |
| 129   | <u>88</u> | [略] | 129   | <u>87</u> | [略] |
| [略]   |           |     | [略]   |           |     |
| ケ [略] |           |     | ケ [略] |           |     |

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。